

平成25年(ワ)第515号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 遠藤行雄 外19名

被告 東京電力株式会社, 国

第12準備書面

(被告東京電力の過失審理が必要であること)

2014(平成26)年2月7日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 福武公子

弁護士 中丸素明

弁護士 滝沢 信
外

第1 原賠法3条1項と民法709条との適用関係について

- 1 原賠法3条1項が, 原子力事業者に対する民法709条の適用を排除する趣旨の規定でないことは, 第3準備書面で述べたところである。
- 2 この点, 被告東電は, 『被告東電が原賠法に基づく無過失責任を負う以上は, ……被告東電の責任を基礎付けるに当たって……「被告東電の故意・過失」の存否に係る審理判断を行う必要がない』(答弁書3頁)と主張する。これが, 被告東電の不法行為責任を検討するあらゆる場面で「過失」の有無・内容などを検討する必要が無いという趣旨なのかは不明である。

しかし、仮に原賠法上の責任において過失をおよそ判断要素として考慮する必要が無いということであれば、逆に民法709条適用を独自に検討する意味があるとも言える。

いずれにせよ、被害者保護の見地からすれば、一般法と特別法という形式的論理を理由に、民法709条の適用を排除するべきではない。

- 3 なお、両規定の主張関係について、訴状では選択的主張と述べたが、撤回する。両主張は、主位的・予備的關係にあり、原告らは、被告東電に対し、主位的には一般不法行為責任(民法709条)を、予備的には原賠法3条1項を根拠として、不法行為責任を追及するものである。

第2 本件で被告東電の過失を審理することが不可欠であること

さらに原告らは、被告東電に対する請求として、民法上の不法行為規定と原賠法の何れを根拠とするにせよ、あるいは成立要件として又は損害の評価という効果の問題として検討するにせよ、個々の原告らが受けた損害(事実)とは別に、原告らに共通の問題として、被告に過失が認められるか否か、認められるとして当該過失の種類・程度につき審理することが不可欠であると考え。理由は、以下のとおりである。

1 不法行為の成立要件として被告東電の過失を審理する必要性

- (1) 原告らは、国に対する責任として国賠法1条1項に基づく規制権限不行使の違法性を主張しているところであるが(訴状, 第5, 6, 7準備書面参照), そこでは原子力発電事業者の監督機関である国に当時の知見に基づいて適時かつ適切に規制権限を行使すべきという作為義務を認められることが必要であり, そのための国の予見可能性, 結果回避義務違反は本件で重要な争点となる。そうすると, かような国に対する責任を明らかにするためには, その前提として, 国から規制権限を行使される立場で原子力発電事業者である被告東電に本件被害発生に対する過失が認められるかどうか, すなわち, 本件事故発生に対する予見可能性, 結果回避義務違反が認められるどうかの判断がなされなければ, 国の上記の

予見可能性や結果回避義務違反の存否については当該国の責任自体についても判断が困難となり審理が不十分とならざるをえない。

本件では、事業者たる被告東電と監督機関たる被告国が一体となって安全対策、安全規制をおざなりにして原子力発電事業を推進してきた実態があることから（この点は第11準備書面で詳述した）、両者の知見や結果回避に向けた措置などは事実上密接に関連しており（この点は第6準備書面で詳述した）、そのような両者の過失責任（ないしは違法性）を一体として審理すべき必要性はなおさらである。

- (2) さらに、原告らは、被告国と被告東電との共同不法行為（民法719条1項）の成立を主張するものであるが、その前提として被告国のみならず被告東電の過失についても検討することが必要である。

2 不法行為の効果（損害の評価）の点で被告東電の過失を審理する必要性

- (1) 一般に不法行為に基づく損害賠償（慰謝料）請求事件においては、故意又は過失が認められること自体が成立要件になっているが、さらに損害を評価する場面においても、当該実情に合った損害額を算定するため加害者の故意・過失の有無、種類、程度が斟酌されている。その典型的な例が交通事故による損害賠償請求事案であり、そこでは、例えば加害者に故意又は重過失や著しく不誠実な態度が認められる場合、そのことが慰謝料の増額事由とされることに異論はないはずである。

翻って原賠法3条1項は、原子力事業者の無過失責任を定めており、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えた」だけで成立するものであるが、これは、被害救済の見地から被害者側で過失を証明しなくとも原子力事業者に責任を負わせるというものであって、それ以上に過失責任に比べ責任の範囲が限定されることを意味しない。

原賠法上の責任も不法行為に基づく損害賠償責任を規定している点では一般不法行為責任と共通であって、当該原子炉の運転等につき「故意又は過失」が認

められる場合にも当然適用されることになる。そうとすれば、「故意又は過失」が認められる原子炉の運転等がなされたことにより原賠法3条1項の責任が問題となる場合、その損害額を算定する上で、一般不法行為におけると同じように原子力事業者の故意の内容や過失の種類・程度を明らかにする必要があると考えるべきである。

- (2) この点、被告東電においても、一方で『被告東電が原賠法に基づく無過失責任を負う以上は、・・・被告東電の責任を基礎付けるに当たって・・・「被告東電の故意・過失」の存否に係る審理判断を行う必要がない』（答弁書3頁）と主張しつつ、他方で「被告東電において、本件事故発生時点で本件地震及びそれに伴う大津波の発生は予見できなかったものであり、かかる巨大地震・巨大津波によって発生した本件事故につき被告東電に故意又は過失はなく」（答弁書10頁（エ））とも主張しており、積極的に本件事故に関する故意・過失の有無を争う意向を示している。

したがって、原告らとしても、各原告の個別的損害の検討を行うとともに、いわば原告共通の損害論として、被告東電の不法行為責任を問う中で、その故意又は過失の有無及び内容・種類・程度を積極的に主張する必要がある。

- (3) 被告東電が本件訴訟においても主張している原子力損害賠償紛争審査会が定めた一連の中間指針は、本件事故によって発生した損害を迅速に賠償するために設けられた最低限且つ暫定的な基準にすぎず、個々の被害者による損害の内容及び被告東電の過失やその程度が立証された場合には、当然裁判所が独自にその損害を適切に評価すべきことになる。

この点、原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）委員の中島肇氏は、中間指針が交通事故における自賠責保険の傷害慰謝料の基準を参考にした理由として、それが「主観的・個別的事情を捨象した客観的な性質の強いもの」として、「生活の阻害」に伴う精神的苦痛に類似するからと説明している（「原発賠償 中間指針の考え方」47頁以下）（商事法務2013年3月27日発行）。そうで

あれば、裏返せば中間指針は、「同じ事件が裁判所に持ち込まれた場合には、加害者の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されて慰謝料額が算定されるべきであるという『指針』を示している」ということができる（甲二共15・潮見佳男「中島肇著『原発賠償 中間指針の考え方』を読んで」（NBL1009号41頁）。つまり中間指針も、原賠法3条1項に基づく損害賠償（慰謝料）請求について裁判で争われた場合には、当該損害額を算定するために原子力事業者の故意・過失を含む非難性が審理されることを当然の前提としていると言える。

3 まとめ

以上より、被告東電の「過失」の有無、種類、程度は、事実に基づいて審理されなければならない。原告らは、次回以降、その具体的内容である被告東電の予見可能性を前提とした結果回避義務の懈怠について主張する予定である。